

諸外国の制度概要

諸外国の制度概要 目次

資料番号	資 料 名
1 6 - 1	主要国における少年事件の手續・処分の概要
1 6 - 2	主要国における施設内処遇の概要
1 6 - 3	主要国における執行猶予・宣告猶予制度の概要
1 6 - 4	主要国における起訴猶予に伴う再犯防止措置の概要
1 6 - 5	主要国における若年成人に対する刑事事件の手續・処分の特則の概要
1 6 - 6	諸外国の制度概要

主要国における少年事件の手續・処分の概要

1 アメリカ（ニューヨーク州）

(1) 年齢区分

ア 刑事責任年齢は7歳である（ニューヨーク州家庭裁判所法301.2）。

イ 刑事手續において少年として扱われなくなる年齢は、16歳である。

(2) 少年司法手續

ア 罪を犯した行為時7～15歳の者は、「非行少年（Juvenile Delinquent）」として、家庭裁判所における審理の対象となる（同法301.2）。

ただし、一定の重罪を犯した少年は、「少年犯罪者」（注1）として、刑事裁判所における刑事手續の対象となる（ニューヨーク州刑法10.00.18）。もっとも、少年犯罪者に対して刑罰を科すことが重きに失し、不適當な場合には、刑事裁判所の裁量により、事件を家庭裁判所に移送できる（ニューヨーク州刑事訴訟法725.00, 725.05）。

（注1）「少年犯罪者」とは、①謀殺又は性的な動機に基づく重罪を犯した犯行時13歳以上16歳未満の少年、②誘拐、放火、故殺、強姦、強盜等の一定の重罪を犯した犯行時14歳以上16歳未満の少年をいう。

イ 家庭裁判所における審理は、公開が原則である。ただし、裁判官は、児童の保護の要請等の諸般の事情を考慮し、裁量により、審理を非公開とすることができる（ニューヨーク州事実審裁判所統一規則205.4）。

ウ 裁判所は、事実認定審理において非行事実を認定した後、保護観察所に非行少年、家庭、学校等についての調査を命じ（ニューヨーク州家庭裁判所法345.1）、保護観察官はその調査結果に基づき、最適な処分について提案を行う（同法351.1）。

(3) 処分の内容

非行少年に対する処分には、付託、保護観察、条件付き放免、申立て却下

を考慮するための延期がある（同法352.2）。

ア 付託

裁判所は、少年をその家庭、親戚その他の適切な人物、社会福祉機関、児童家庭福祉事務所に預けることができる（同法353.3.1）。児童家庭福祉事務所に付託した場合には、少年を拘禁施設に拘置し、カウンセリング、健康、精神健康、教育サービス等を提供する（同法353.3.3、ニューヨーク州行刑規則180）。付託は、指定重罪（注2）について最長5年、重罪（注3）について最長18か月、軽罪（注4）について最長12か月である（ニューヨーク州家庭裁判所法353.3.5）。

（注2）「指定重罪」とは、第一級殺人や第二級殺人、第一級幼児誘拐、第一級放火等、重罪でも重い類型である（同法301.2.8）。

（注3）「重罪」とは、1年を超える拘禁刑を科し得る犯罪である（ニューヨーク州刑法10.00.5）。

（注4）「軽罪」とは、交通違反以外で、15日を超える拘禁刑を科し得るが1年を超える拘禁刑を科すことのできない犯罪である（同法10.00.4）。

イ 保護観察

裁判所は、犯罪の性質や状況、少年の経歴、性格、状況を考慮し、付託までは不要だが、指導や援助等が必要であると判断した場合には、少年を保護観察に付し（同法353.2.1）、定期的に通学して校則に従う、親や法的な監護者の合理的な指示に従う等の遵守事項を付すことができる（同法353.2.2）。保護観察期間は最長2年である（同法353.2.6）。

ウ 条件付放免

裁判所は、犯罪の性質や状況、少年の経歴、性格、状況を考慮し、付託や保護観察を課すことが相当でない場合には、保護観察の遵守事項と同様の条件を課して、少年を放免することができる（同法353.1.1, 353.1.2）。条件付放免の期間は最長1年である（同法353.1.3）。

エ 申立て却下を考慮するための延期

裁判所は、6か月を超えない期間、適切な条件や遵守事項を定めて、少年を手続から解放することができ、その間、少年が条件等を遵守し、手続が再開されなければ申立ては却下される。手続が再開された場合には、処分が言い渡されることとなる（同法315.3.1）。条件や遵守事項には、保護観察官の監督等がある（同法353.3.2）。

2 アメリカ（カリフォルニア州）

(1) 年齢区分

ア 刑事責任年齢は法定されていない。ただし、14歳未満の者については、検察官が、行為時、善悪の区別を判断することができたことを立証しなければならない（In Re Gladys R., 1 Cal. 3d 855 (Sup Ct of CA, 1970)）。

イ 刑事手続において少年として扱われなくなる年齢は、18歳である。

(2) 少年司法手続

ア 以下の者は、非行事件として少年裁判所における手続の対象となる。

- ① 親や監護者等の適切な指導等に常習的に従わないか、それらの者による制御が不能であるなどの18歳未満の者（カリフォルニア州福祉及び施設法601）
- ② 刑罰法規に違反した、行為時18歳未満の者（同法602）

ただし、少年裁判所は、一定の重罪（注5）を犯した行為時14歳以上の者に係る事件について、犯罪の巧妙性、教育による更生可能性、非行歴等を考慮し、刑事裁判所に移送することができる（同法707）。

（注5）14歳以上が犯した殺人、放火、強盗、強姦等の罪及び16歳以上が犯した法定刑が拘禁刑以上の重罪である。

イ 少年裁判所における審理は、原則として非公開である。ただし、送致された罪が殺人等の重罪である場合には、成人の刑事裁判と同様に傍聴が認められる（カリフォルニア州福祉及び施設法676）。

ウ 保護観察官は、対象者の監護、地位又は福祉に係る事項について調査を行い、処遇意見を付した報告書を少年裁判所に提出しなければならない(同法280, カリフォルニア州裁判所規則5.785)。

(3) 処分の内容

対象者が上記(2)アの①又は②に該当すると少年裁判所が認定した場合、裁判所は対象者を裁判所の被後見少年(a ward of the court)とする宣告の要否を判断する(同5.790)。

ア 対象者を少年裁判所の被後見少年と宣告しない場合

裁判所は対象者を6月以内の保護観察に付することができる(カリフォルニア州福祉及び施設法725)。

イ 対象者を少年裁判所の被後見少年と宣告する場合

少年裁判所の被後見少年の宣言がなされる全ての事件において、裁判所は、当該被後見少年の親又は後見人の管理を制限することができる(同法726)。

対象者を少年裁判所の被後見少年と宣告する場合、裁判所は、対象者の看護、監督や医学治療を含む対象者の支援のため、いかなる命令も下すことができることとされており(同法727)、その内容として、保護観察、郡の管轄する施設への収容、州の矯正施設への収容、罰金の支払、賠償料の支払等がある。

少年裁判所は、裁量により、被後見少年と宣告した対象者を保護観察官の監督なしの保護観察に付することができる(重罪等を除く。同法727)。

その他の場合、少年裁判所は、対象者の看護、監護及び管理を保護観察官の監督下に置かなければならず(Supervision by a Probation Officer)、裁判所は審判時に、カウンセリング、薬物・暴力などに関する講習の受講、社会奉仕活動、被害弁償等を遵守事項として定め、対象者は保護観察官の指導監督を受ける(同法727, 729.6等)。遵守事項違反があった場合は、

裁判所の処分変更の対象となり、郡の管轄する施設や州の矯正施設への収容措置がとられることもある（同法777）。

在宅での保護観察が困難な場合、保護観察官は、認定を受けた施設、里親家庭（Foster Home）等に対象者を保護委託することができる（同法727）。施設での生活の様子は、保護観察官が間接的に観察・指導する。

これらに加え、少年裁判所は選択的に、少年の家（Juvenile Home）、牧場（Ranch）、郡内のキャンプ（Camp）又は森林キャンプ（Forestry Camp）といった郡が管轄する施設に対象者を委託することができる（同法730）。

重大事犯（注6）を犯した者は、カリフォルニア州の矯正保護省少年司法局が管轄する矯正施設に送致される（同法731）。

（注6）殺人、放火、強盗、強姦等である。

また、少年裁判所は、上記の命令に加え、上記②ア②に該当する者に対し、罰金の支払を命じることができるほか（同法730.5）、賠償料（注7）を科すこととされている（同法730.6）。

（注7）賠償料とは、カリフォルニア州内で統一的に科されているものであり、支払能力のない加害者が犯した事件の被害者が損害賠償等を受け取れるようにするための基金として集められている。賠償料は、他の処分や罰金、自身の犯した非行の被害者に対する被害弁償に加えて支払を命ぜられるものであり、被害弁償及び賠償料については、保護者も加害少年と連帯して支払を行う。

3 イギリス（イングランド及びウェールズ）

(1) 年齢区分

ア 刑事責任年齢は10歳である（1933年児童及び若年者法50）。

イ 刑事手続において少年として扱われなくなる年齢は、18歳である（同法46, 107）。

(2) 少年司法手続

ア 罪を犯した裁判時10～17歳の者は、治安判事裁判所に起訴され、原則と

して、治安判事裁判所の特別部である青少年裁判所（Youth Court）の審理の対象となる（同法45、1980年治安判事裁判所法24）（注8）。

（注8）少年が成人とともに起訴された場合については、治安判事裁判所において審理されなければならない、成人が少年を幫助し、又は教唆した罪により両者が起訴された場合等については、治安判事裁判所において審理することができる（1933年児童及び若年者法46）。

ただし、治安判事裁判所は、殺人、銃器犯罪等については自動的に、特定の重大な犯罪（法定刑が長期14年以上の拘禁刑の犯罪等）については、少年に対する後記(3)ア、イの処分が適当でなく拘禁刑を科すべき場合に、通常の裁判所（刑事法院）に事件を移送しなければならない（1980年治安判事裁判所法24、1998年犯罪及び秩序違反法51A、2000年刑事裁判所（量刑）権限法91）。この場合にあっても、刑事法院は、殺人以外の犯罪について有罪判決がなされた場合、量刑手続を行うために事件を青少年裁判所に再移送することができる（同法8）。

イ 青少年裁判所における審理は、非公開であること、両親の出頭等の特則を除き、成人の場合と同様である。

ウ ソーシャル・ワーカー、保護観察官らを構成員とする少年犯罪対策チームにより判決前調査が行われる（2003年刑事司法法156, 158）。

(3) 処分の内容

ア 社会内処分

青少年更生命令、付託命令、損害回復命令がある。

青少年更生命令（Youth Rehabilitation Order）は、少年犯罪対策チームの監督下に置かれ、外出禁止や指導監督等の各種処遇に一定期間服さなければならないとするものである（刑事司法及び入国管理法1, 4, 5）。

付託命令（Referral Order）は、少年犯罪対策チームが主導する若年犯罪者パネル会議に保護者とともに出席することを義務付けるものである。

若年犯罪者パネルは、再犯の防止を目的とする行動プログラム（賠償や奉仕活動等）を決め、少年と合意書を取り交わす（2000年刑事裁判所（量刑）権限法18-23）。

損害回復命令（Reparation Order）は、青少年裁判所が少年に対し、被害者その他当該罪によって影響を受けた者又はコミュニティ全体に対する被害の修復を命ずるものである（同法73, 74）。

イ 施設収容処分

拘禁訓練命令（Detention and Training Order）（同法100-107）により、若年犯罪者施設（Young Offenders Institution）、保安訓練センター（Secure Training Centre）、保安児童施設（Secure Children's Home）のいずれかの施設に収容される。

15歳未満の男子は、一般的に保安訓練センター又は保安児童施設に収容される。15歳以上の男子は、一般的に若年犯罪者施設に収容される。女子は、一般的には保安訓練センター又は保安児童施設に収容され、若年犯罪者施設に収容されるのは17歳のみである。

ウ 金銭処分

罰金が科せられる（2000年刑事裁判所（量刑）権限法135）。

エ 保護者に対する処分

裁判所が少年に判決を言い渡す際、保護者に対して、問題のある少年の保護や監督に必要なスキルを学ぶための講習に参加することを義務付ける養育命令（Parenting Order）（1998年犯罪及び秩序違反法8, 9）等がある。

4 フランス

(1) 年齢区分

ア 刑事責任年齢は法定されておらず、是非弁別能力の有無は個別に判断される。

イ 刑事手続において少年として扱われなくなる年齢は、18歳である（刑法122-8、犯罪少年に関する1945年2月2日のオルドナンス2）。

(2) 少年司法手続

ア 罪を犯した行為時18歳未満の者は、「少年（Mineur）」として、犯罪類型とその年齢に応じて、少年重罪院（重罪（注9）（行為時16歳以上））、少年裁判所（軽罪（注10）、重罪（行為時16歳未満））、少年係判事（注11）（法定刑が3年未満の軽罪等）、違警罪裁判所（注12）において審理を受ける（同1, 8, 9, 20, 21）。

（注9）「重罪」とは、法定刑が無期拘禁刑又は10年以上30年以下の有期拘禁刑に当たる犯罪をいう。

（注10）「軽罪」とは、法定刑が10年以下の拘禁刑、3,750ユーロ以上の罰金刑等に当たる犯罪をいう。

（注11）「少年係判事」とは、大審裁判所（日本の地方裁判所に相当）の裁判官であり、少年事件について、単独で審理を行うことができる。少年係判事が言い渡すことができるのは、教育的処分のみであり、刑罰や教育的制裁を言い渡すことはできない。

（注12）「違警罪」とは、法定刑が3,000ユーロ以下の罰金刑等に当たる犯罪をいう。

イ 審理は、非公開である（同14）。

ウ 少年事件の審理に当たっては、少年の人格、家族及び社会的状況を考慮して、社会調査を行うこととされている（同5-1）。また、予審の開始時に、教育・心理学などの専門家であるエデュカトゥール（注13）等に少年の調査を委託し（同10）、調査報告書を提出させることができる。

（注13）「エデュカトゥール」とは、教育保護技官とも訳され、司法省青少年司法保護局に所属する国家資格者であり、予審段階における少年の人格調査を担当するほか、保護観察やその他の教育処分の執行を行う。

(3) 処分の内容

18歳未満の者に対しては、原則として、教育的処分を言い渡すが、必要と認めるときは、教育的制裁、刑罰（13歳以上）を言い渡すことができる（同

2)。

ア 教育的処分

教育的処分は、対象者が18歳に達するまでの間で年数を定めて言い渡される（同17.1）。教育的処分には、両親等への引き渡し、教育的収容、日中活動措置、司法的保護処分等がある（同8.10,15,16等）。

教育的収容は、教育・職業訓練施設、医療・医療教育施設、教護院（13歳未満の者）・少年院（13歳以上の者）等への収容である。

日中活動措置は、職業又は学業に関する社会復帰活動への参加である（同16の3）。

司法的保護処分は、少年に対し、保護、援護、監視及び教育の各種処分を命ずるものであり、当該処分を執行するために、教育・職業訓練施設、医療・医療教育施設等へ収容する旨決定することができる。司法的保護処分は、5年を超えない期間を定めて命じることができ、他の教育的処分と異なり、一定の場合に18歳を超えても継続することができるが、このうち施設への収容は、本人が希望しない限り18歳までしか行えない（同16の2）。

イ 教育的制裁

特定の場所への立入禁止（1年を超えない期間）や被害者・共犯者との接触禁止（1年を超えない期間）、市民意識啓発研修の受講義務等を課すものである（同15-1）。

ウ 刑罰

行為時13～17歳の者に対しては、刑罰を科すことができる（同18）。刑罰には、拘禁刑、罰金刑、公益奉仕労働（判決時16歳以上）などがあるところ、罰金刑、公益奉仕労働又は執行猶予付き拘禁刑を言い渡す場合には、併せて教育的制裁を言い渡すことができる（同2.2）。少年に対して言い渡す刑は、原則として刑を減輕することとされ、拘禁刑については、法定刑の2分の1を超える拘禁刑を言い渡すことはできない（同20-2.1）。た

だし、16歳以上の者に対しては、情状及びその者の人格を考慮し、特別な理由を付した上で、刑を減輕しない決定を行うことができる（同20-2.2）。

5 ドイツ

(1) 年齢区分

ア 刑事責任年齢は14歳である（刑法19）。

イ 刑事手続において少年として扱われなくなる年齢は、18歳である（少年裁判所法1(2)）。

(2) 少年司法手続

ア 行為時14～17歳の者は、「少年（Jugendlicher）」として、少年裁判所における手続の対象となる（同法1）。

イ 審理は非公開である（同法48(1)）。

ウ 少年裁判所における審理に際しては、少年審判補助司が少年の身上・性格などの調査を行うとともに、審理に出席して処分に関する意見を表明する（同法38, 43）。

(3) 処分の内容

少年裁判所が科し得る処分は、教育処分、懲戒処分、少年刑であるが、このうち、懲戒処分と少年刑は、教育処分では不十分であると思料される場合に初めて科すことができる（同法5(2)）。

ア 教育処分

教育処分には、指示の賦課と教育のための援助がある（同法9）。

指示とは、少年の生活態度を規整し、それにより少年の教育を促進し、確保するための命令及び禁止のことであり、原則として裁判官が2年を上限として具体的に定める。その具体的内容は、居住場所に関する指示を遵守すること（同法10(1)1）、労務を提供すること（同法10(1)4）、監護司（Betreuungshelfer）の保護及び監督に服させること（法10(1)5）等であ

る。

教育のための援助とは、社会保障法上の教育援助である（同法12）。

イ 懲戒処分

懲戒処分には、戒告、遵守事項の賦課及び少年拘禁がある。

戒告（同法14）は、裁判官が審判手続で行うものである。

遵守事項の賦課は、裁判官が少年に対し、遵守事項として、損害を賠償すること、被害者に対し謝罪すること、労務を提供すること、公共施設のために金銭を支払うことを課すものである（同法15(1)）。

少年拘禁には、休日拘禁（最長2休日）、短期拘禁（最長4日）、継続拘禁（最短1週間、最長4週間）の3種類がある（同法16）。

ウ 少年刑

少年刑は、少年刑務所における自由の剥奪であり（同法17）、原則として、6月以上5年以下の期間で定める。ただし、法定刑が10年を超える罪を犯したときは、10年以下の期間で定める（同法18(1)）。

(ア) 刑の執行猶予

1年以下の少年刑を言い渡された場合、保護観察のためにその刑の執行を猶予することができる（同法21）。

(イ) 刑の宣告猶予

少年裁判所は、少年刑を必要とする程度の有害な性向が表れているか否か判断できないときは、少年の有罪を確定した上で、少年を一定期間保護観察に付して、刑の言渡しを延期することができる。保護観察の期間中、少年の不良な行状により、有罪言渡しの対象となった行為が、少年刑が必要な程度の有害な性向に起因するものであることが明らかになったときは、有罪言渡しの時点で少年の有害な性向を認定していたならば言い渡したであろう刑を言い渡す（同法27-30）。

6 韓国

(1) 年齢区分

ア 刑事責任年齢は14歳である（刑法9）。

イ 刑事手続において少年として扱われなくなる年齢は、19歳である（少年法2）。

(2) 少年司法手続

ア 19歳未満の者を「少年」とし（同法2条），①犯罪少年（行為時14歳以上19歳未満），②触法少年（行為時10歳以上14歳未満），③ぐ犯少年（10歳以上19歳未満）が非行少年として審判の対象となる（同法4.1）。

検察官が保護処分に該当する事由があると判断した場合には、家庭法院少年部又は地方法院少年部（以下、「少年部」という。）に事件が送致され、保護処分が決定される（同法2, 3, 4, 32, 49.1）。ただし、少年部が調査又は審理した結果、禁錮以上の刑事処分の必要があると認めるときは、事件を検察官に送致することができる（同法49.2）。この場合、検察官は、当該事件を再び少年部に送致することはできない（同法49.3）。

検察官が保護処分に該当する事由がないと判断した少年事件は、一般的な刑事事件として処理されることとなり、地方法院刑事部に起訴され、又は起訴猶予等の不起訴処分がなされる。もっとも、地方法院刑事部に起訴された場合の刑については、死刑・無期刑の緩和、不定期刑の宣告がなされ、また、裁量的に減軽がなされる（同法59, 60）。地方法院刑事部は、審理した結果、保護処分に該当する事由があると認めるときは、事件を少年部に送致する（同法50）。

イ 審理は非公開である（同法24.2）。

ウ 検察官は、少年被疑事件について、少年部送致、公訴提起、起訴猶予等を決定するため、保護観察所長、少年分類審査院長又は少年院長に対して、少年の品行、経歴、生活環境等に関する調査を求めることができる（検察

官決定前調査制度，同法49の2)。

(3) 処分の内容

保護処分の内容は，以下のとおりであり，一定の範囲で併合して課すことができる。

ア 保護者又は保護者に代わり少年を保護することができる者への監護の委託（同法32.1）

イ 受講命令（同法32.2）

受講の内容には，遵法運転プログラム，家庭内暴力治療プログラム，性暴力治療プログラム，薬物・アルコール治療プログラム等がある。

ウ 社会奉仕命令（同法32.3）

エ 保護観察官の短期保護観察（1年）（同法32.4）

保護観察を行うときには，代案教育（初期段階の非行少年に対する問題類型別の専門教育と体験活動を中心とした人格教育プログラム）や相談教育（家庭問題や学校不適應の問題を抱える少年に対し行う心理治療）を受けること等を命じることができる（同法32の2）。

オ 保護観察官の長期保護観察（2年（1年の延長が可能））（同法32.5）

代案教育・相談教育等について，短期保護観察に同じ。

カ 「児童福祉法」による児童福祉施設その他の少年保護施設への監護の委託（同法32.6）

キ 病院，療養所又は「保護少年等の処遇に関する法律」による少年医療保護施設への委託（同法32.7）

ク 1か月以内の少年院送致（同法32.8）

ケ 短期少年院送致（6か月以内）（同法32.9）

コ 長期少年院送致（2年以内）（同法32.10）

主要国における施設内処遇の概要

1 アメリカ（ニューヨーク州）

(1) 自由刑の種類

自由刑としては拘禁刑（Imprisonment）が設けられており（ニューヨーク州刑法60.01）、重罪は終身刑のほか、1年から25年までの刑期が、軽罪は原則として1年以下の刑期が規定されている（同法70.00, 70.15）。

(2) 作業，教育等

ア 州の矯正施設に収容されている肉体的に支障のない受刑者については、日曜日及び祝日を除き、毎日8時間を越えない範囲で作業に従事させることができる。日曜日及び休日であっても、受刑者の自発的意思に基づき、調理場、駐車ガレージ、ゴミ収集、グラウンド整備等の作業に従事させることができるが、その場合は、平日に代替の休日を与えなければならない。これらの作業は、当該施設や州の機関のための生産、職業訓練や指導を目的とするものでなければならない（ニューヨーク州矯正法171）。

イ 矯正教育の目的は、個々の受刑者のニーズに応じ、様々な活動を通して受刑者を社会化することであり、各受刑者には、社会化と更生に最も資すると考えられる教育プログラムが提供される（同法136）。

受刑者は、指定されたプログラムを受けべきことが定められており、違反した場合は懲罰の対象となり得る（ニューヨーク州行刑規則270.2）。

(3) 若年者の収容の区別等

性別や年齢（例えば男性の場合は16歳以上21歳未満と21歳以上の別）により、収容施設の指定がされている（同103.5等）。

2 アメリカ（カリフォルニア州）

(1) 自由刑の種類

自由刑としては、拘禁刑（Imprisonment）が設けられ（カリフォルニア州刑法15）、犯罪に応じて刑期等が規定されている（同法667等）。

(2) 作業，教育等

ア 州刑務所に収容されている身体的に支障のないすべての受刑者は、州当局の規則で定めるところにより、できるだけ多くの時間作業をすることが要求されている（同法2700）。

身体的に支障のない受刑者は割当てのあった課業に従事することが義務付けられており、これには、日中の作業、教育、プログラム受講又はこれらの組合せが含まれる。分類委員会（Classification Committee）により、受刑者の要望、ニーズ、適性、施設の管理運営上の要請等を考慮の上で、割り当てられる作業、教育、職業プログラム、治療的プログラム等が決定される。ただし、分類委員会ヒアリングで相互に同意したプログラムが割り当てられた場合等であっても、身体的に支障のない受刑者に対して、施設の維持運営上必要な作業に従事させることができ、当該作業はプログラムの割当てに優先する（カリフォルニア州行刑規則3040）。

刑務所は、受刑者に対して認知行動療法プログラムを施すこともでき、このプログラムには犯罪的思考プログラム、アンガーマネジメントプログラム、家庭関係プログラム等が含まれる（同3040.1）。

イ 受刑者は、割り当てられた課業に精励しなければならず、病気を装ったり、参加を回避したりすることは禁止されている。また、受刑者は、指定された時間及び監督者から指示された場合に、割り当てられた課業場所に出頭しなければならず、許可が無いまま課業から離れることも許容されていない（同3041）。

なお、課業の怠役は、違反事項として処分の対象になっている（同3314）。

(3) 若年者の収容の区別等

性別等に応じた収容施設が設置されている（カリフォルニア州刑法5003）。

3 イギリス（イングランド及びウェールズ）

(1) 自由刑の種類

自由刑としては、拘禁刑（Custodial Sentence）が設けられている（2000年刑事裁判所（量刑）権限法76等, 2003年刑事司法法152等）。

(2) 作業, 教育等

ア 国務大臣は、刑務所の運営等について規則を定めることができる（1952年刑務所法47）。

受刑者に対する訓練及び処遇は、善良で有益な人生を歩むことについて援助することを目的とするものでなければならない（1999年刑務所規則3）。

受刑者は、年齢、気質及び前歴を考慮しつつ、良好な秩序維持及び訓練の促進等の観点を踏まえ、国務大臣の指示に従って分類される（同7）。

イ 受刑者は1日10時間以内の有用な作業を行うことが要求されており、刑務所は、可能な限り居室外で他の者とともに作業ができるよう配慮しなければならない。作業は、国務大臣の許可なしに、他の被収容者や職員に奉仕する形式で、又は他の者の私的利益のために行ってはならない（同31）。作業を行うことを拒否した場合は、懲罰の対象となり得る（同51(21), 55）。

ウ 全ての刑務所において、教育を提供しなくてはならず、また、特別な教育上の必要性を有している者への教育及び訓練には特別な注意を払うとともに、必要な場合には、通常は作業に割り当てるべき時間帯に教育を行う（同32）。

(3) 若年者の収容の区別等

性別により収容が分けられるほか（同12）、年齢によっても区分があり、18歳以上21歳未満の者は、若年犯罪者施設（Young Offender Institution）

へ收容される。若年犯罪者施設へ收容されている者が21歳に達した場合等には、(成人の)拘禁刑と同様に扱われ得る(2000年刑事裁判所(量刑)権限法99)。

4 フランス

(1) 自由刑の種類

重罪・軽罪の別に拘禁刑(注)が規定されており、無期の拘禁刑以外の刑期は、重罪は10年から30年まで、軽罪は10年以下の範囲である(刑法131-1, 131-4)。

(注) 重罪の自由刑に「懲役」及び「禁錮」、軽罪の自由刑に「拘禁刑」の訳語が当てられることがあるが、いずれも作業の強制等は伴わないことから、「拘禁刑」で統一した。

(2) 作業, 教育等

ア 受刑者は、原則として刑務所において刑の執行を受ける(刑事訴訟法717)。

刑務所への受刑者の配置は、刑の種別、年齢、健康状態や人格を考慮して行う(同法717-1)。

イ 受刑者は、刑務所長の許可を受けて自己の利益のために作業に従事することができる(同法718)。

作業及び職業訓練等への従事は、受刑者の社会復帰及び良好な行状の評価に当たり考慮される。希望する受刑者に対し、職業活動、職業訓練又は一般訓練の機会を提供できるよう、刑務所内で、あらゆる措置をとる(同法717-3)。

ウ 受刑者は、刑務所長等により提案された活動の少なくとも一つに参加する義務を負い(行刑法27)、その活動として、作業、職業訓練、情報、教育、文化、社会文化、スポーツ及び身体的な活動が規定されている(刑事

訴訟法R57-9-1)。また、義務教育年齢ではない未成年者は、教育的な性格を持つ活動に参加するものとされている（行刑法60）。

(3) 若年者の収容の区別等

未成年者用に特化した刑務所及び拘置所内又は刑務所内の未成年者用の区画のリストは、司法大臣の命令で定める（刑事訴訟法R57-9-9）。例外として、18歳6月までは未成年者用の区画又は未成年者用に特化した刑務所に収容できる（ただし、当該者と16歳未満の者は接触させてはならない）（同法R57-9-11）。

5 ドイツ

(1) 自由刑の種類

自由刑としては拘禁刑（Freiheitsstrafe）が設けられ、終身刑以外の刑期は、1月から15年までの範囲である（刑法38）。

(2) 作業、教育等

ア 刑務所は、受刑者に対して、その者が出所後に生計を立てられるよう技能・知識を付与し、保持し又は向上させるために、作業、基礎訓練及び上級訓練を実施し、受刑者の能力、技能及び素質を考慮して、受刑者に対して経済的に生産的な作業を指定する（行刑法37）。受刑者には割り当てられた作業に従事する義務があり、原則として年に3月までは、施設における補助活動への就業を義務付けることができる。ただし、65歳以上の者及び就業禁止期間中の妊産婦については、作業義務はない（同法41）。

受刑者が課された義務に違反した場合、懲罰が科され得る（同法102）。

イ 適性のある受刑者は、職業訓練を受ける機会を与えられるが（同法37(3)）、職業訓練の受講については、受刑者の同意が前提とされる（同法41(2)）。

ウ 中等教育未了者に対しては、中等教育と同内容の教育が、作業時間中に

提供される（同法38）。余暇時間においても、授業、通信教育、訓練活動、集団討議等の活動機会が与えられる（同法67）。

(3) 若年者の収容の区別等

女性は、男性から分離されて、原則として女性専用の特別な施設に収容されなければならない（同法140）、また、拘禁場所は、受刑者の多様なニーズに応じた処遇を保障する各種の施設又は区画内に設けられなければならない（同法141）。

6 韓国

(1) 自由刑の種類

自由刑として、懲役、禁錮及び拘留が設けられている（刑法41）。懲役は、刑務所内に拘置して、定役に服務させる（同67）。禁錮及び拘留は、刑務所内に拘置する（同68）。

(2) 作業、教育等

ア 懲役受刑者は、自身に賦課された作業その他の労役を遂行しなければならない義務がある（刑の執行及び収容者の処遇に関する法律66）。禁錮及び拘留受刑者については、申請により作業を賦課することができる（同法67）。正当な事由がなく作業を拒否し、又は怠慢に行った者に対しては、懲罰を科すことができる（同法107）。

イ 刑務所長は、受刑者が健全な社会復帰に必要な知識及び素養を習得するように教育をすることができ、義務教育未了者については、教育を行わなくてはならない（同法63）。所長は、受刑者の矯正教化のために、相談・心理治療、その他の教化プログラムを実施しなくてはならない（同法64）。

教育及び教化プログラムについては、作業のような受刑者の義務とする旨の規定は設けられていないが、正当な事由がなく教育等を拒否し、又は怠慢に行った者に対しては、懲罰を科すことができる（同法107）。

(3) 若年者の収容の区別等

ア 19歳以上の受刑者は刑務所，19歳未満の受刑者は少年刑務所に収容する（同法11）。少年刑務所収容中の受刑者が19歳になった場合にも，特に必要と認められるときは，23歳になる前までは少年刑務所に継続して収容することが可能である（同法12.3）。

イ 学科教育生・職業訓練生・外国人・女性・障害者・老人・患者・少年・中間処遇の対象者，その他別途の処遇が必要な受刑者は，法務部長官が特にその処遇を専門担当するものと定める施設に収容され，その特性に見合う処遇を受ける（やむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。）（同法57.6）。

主要国における執行猶予・宣告猶予制度の概要

1 アメリカ（ニューヨーク州）

(1) 執行猶予制度又はこれに類似する制度

見当たらない。

(2) 宣告猶予制度又はこれに類似する制度

ア 保護観察・条件付き放免

裁判所は、一定の重罪を除き（注1）、犯罪の性質・状況、被告人の生育歴・性格・状況を考慮し、保護観察又は条件付き放免の言渡しをすることができる（ニューヨーク州刑法65.00.1, 65.05.1）。

保護観察は、犯罪の軽重により1年から25年までの期間が定められ、遵守事項を定めた上で、保護観察官の監督に付して社会内で処遇するものである。条件付き放免は、重罪であれば3年間、軽罪であれば1年間、条件を定めた上で釈放するものである。いずれも遵守事項・条件（注2）の遵守状況を踏まえて、裁判所の判断で期間満了前に終結することができる（同法65.00.3, 65.05.3）。

（注1）ここで除外されるのは、A級重罪及びB級重罪の全て並びに第一級贈賄、第一級収賄等の一定のC級重罪及び第二級犯罪的性的行為、第二級絞殺等の一定のD級重罪である（同法60.04.1, 60.05.01, 65.00.1）。なお、「重罪」とは、1年を超える拘禁刑を科し得る犯罪であり（同法10.00.5）、法定刑の重い順に、A級重罪ないしE級重罪に分類される。

例えば、①A級重罪には、第二級謀殺（確定的故意に基づいて人を殺した場合等）、第一級強姦に及び、かつ、被害者に重大な身体的障害を与えた場合等、②B級重罪には、第一級故殺（極度の精神的動揺下で確定的故意に基づいて人を殺した場合等）、第一級強姦（強制的強要により他人と性交した場合等）、③C級重罪には、第二級故殺（結果の発生を意に介さずに人を死に至らしめた場合等）、第二級加重性的虐待（強制的強要により他人の膣に手指を挿入して身体的障害を負わせた場合等）、④D級重罪には、第二級自動車故殺（薬物の影響下で自動車を運転し人を死に至らしめた場合等）、第二級犯罪的性的行為（18歳以上の犯人が15歳未満の者と口腔性交した場合等）、⑤E級重罪には、過失致死、第

三級強姦（21歳以上の犯人が17歳未満の者と性交した場合等）等がある。

E級重罪について拘禁刑を科す場合、4年を超えて科すことはできないとされている（同法70.00.2）。

（注2）保護観察及び条件付き放免に共通して定められる遵守事項・条件として、有害・不道德な習慣の回避，評判の悪い場所等への頻繁な出入りや評判の悪い者との交際の禁止，就労の維持又は勉学・職業訓練の精励，利用可能な治療の受診，アルコール・薬物等のプログラムの受講，扶養義務の履行，自動車事故防止講習の受講，損害賠償，（本人が同意した場合）公的機関等のための奉仕，（21歳以下の場合）両親のもと又は養育ホームへの居住，学校への出席，電子監視等がある。

保護観察のみに定められる遵守事項として，保護観察官の訪問受入れ，裁判所・保護観察官からの許可なき区域外への移転禁止，保護観察官による質問への応答，転居・転職時の保護観察官への事前申告等がある（同法65.10）。

裁判所は，保護観察・条件付き放免の期間中に，期間の延長，遵守事項・条件の変更又は追加を行うことができる。また，対象者が保護観察・条件付き放免の期間中に新たに犯罪に及んだ場合又は遵守事項・条件に違反した場合，裁判所は保護観察・条件付き放免を取り消すことができ，元の犯罪について量刑を行う（同法65.00.2, 65.05.2）。

イ 訴追却下を考慮するための延期

裁判所は，軽罪及び違反行為（注3）について，有罪答弁・審理開始前に，一方当事者の申立てにより他方当事者の同意を得て，又は裁判所の職権により両当事者の同意を得て，訴訟を延期し，その間，被告人を釈放して，プログラム受講等の条件を定めることができる（ニューヨーク刑事訴訟法170.55）。

（注3）「軽罪」とは，交通違反以外で，15日を超える拘禁刑を科し得るが1年を超える拘禁刑を科すことのできない犯罪であり（ニューヨーク州刑法10.00.4），「違反行為」とは，交通違反以外で，15日を超える拘禁刑を科すことのできない犯罪である（同法10.00.3）。

裁判所は期限を定めずに延期するが，6月以内（一定の犯罪（注4）に

については1年以内)に申立てがなされた場合は、訴訟を再開することができる。また、当該訴訟の再開がなされないままに6月(犯罪により1年)が経過したときは、訴追は却下されたものとみなされる(ニューヨーク州刑事訴訟法170.55.2)。

(注4) 配偶者間や親子間で行われた性虐待、ストーカー行為等がある。

2 アメリカ(カリフォルニア州)

(1) 執行猶予制度又はこれに類似する制度

ア 保護観察又は条件付き刑(刑の言渡しをするもの)

(7) 概要

裁判所は、不適格事由(注5)がなく、かつ、被告人に刑罰を緩和すべき事由があり、保護観察に付することが正義にかなうと判断した場合は、刑を言い渡すとともに、言い渡した刑の執行を猶予し、保護観察に付することができる(カリフォルニア州刑法1203(a), 1203.(b)(3))。また、軽罪の場合、裁判所は刑の執行を猶予し、条件付き刑を言い渡すことができる(同法1203(a), 1203b)。

(注5) 不適格事由に関し、法律上、「絶対的不適格事由に該当する場合」と「不適格の推定が及ぶ場合」が規定されている。

「絶対的不適格事由に該当する場合」としては、殺人や強盗等の一定の犯罪において火器を使用した場合、以前に一定の犯罪について有罪判決を受けたことがある者が犯行中又は逮捕時に武装していた場合等がある(同法1203.06(a))。

「不適格の推定が及ぶ場合」としては、以前に2以上の重罪で有罪判決を受けた者がその後重罪を犯した場合、以前に1つの重罪で有罪判決を受けた者がその後、強姦や殺人等一定の重罪を犯した場合等がある。これらの場合、保護観察に付することが最も正義にかなう例外的なときに限り、保護観察に付することができる(同法1203(e))。

保護観察は、犯した罪の性質や将来の犯罪行為との関係を合理的に考

慮して遵守事項（注6）を定めた上で、法定刑の上限を超えない期間内において、保護観察官の監督に付して社会内で処遇するものである（同法1203.1.(a)）。

条件付き刑は、保護観察官の監督に付さずに、罰金の支払等裁判所で決定した条件を定めた上で釈放するものである（同法1203(a)）。対象者はその遵守状況を裁判所に報告しなければならない（同法1203b）。

（注6）裁量的遵守事項としては、拘禁施設への拘置、郡の野外労働用キャンプ、農場若しくは公共の場での就労、罰金の支払・損害賠償、保護観察官への報告、扶養家族の扶養又は保護観察費用の支払がある（同法1203.1.(a)(c)(d), 1203.1b.(a)）。薬物所持の罪では、適切な薬物処遇プログラムへの参加及び達成が必要的に義務付けられる（同法1210.1.(a)）。

いずれも、対象者が保護観察又は条件付き刑の期間を良好のうちに経過した場合は、当該期間の終了により、刑の執行を受けることはなくなる（同法1203.4(a)）。

(イ) 保護観察又は条件付き刑の取消し

保護観察又は条件付き刑の期間中、対象者が遵守事項・条件に違反した場合には、裁判所は、対象者、検察官又は保護観察官の申立てにより又は職権で、保護観察又は条件付き刑の取消手続を開始することができる（同法1203.2(b)）。裁判所は、保護観察官が作成した調査報告書を参照した上で、保護観察又は条件付き刑を取り消すか否か、保護観察又は条件付き刑の内容を変更した上で再度、保護観察又は条件付き刑に付するか否かを判断する（同条）。

裁判所が保護観察又は条件付き刑を取り消し、かつ、新たな保護観察に付さない又は条件付き刑を言い渡さないと判断した場合、被告人を保護観察又は条件付き刑に付した時点で言い渡されていた刑が執行される（同法第1203.2(c)）。

(ウ) 再度の保護観察又は条件付き刑

保護観察又は条件付き刑の期間中に犯罪を行った場合であっても、再度の保護観察又は条件付き刑は可能である。ただし、保護観察の期間中の犯行であることは、再度の保護観察に付することが正義にかなうかを判断する上で考慮される一要素となる。

(2) 宣告猶予制度又はこれに類似する制度

ア 保護観察又は条件付き刑（刑の言渡しを猶予するもの）

裁判所は、刑の執行を猶予して行う保護観察又は条件付き刑と同様の要件により、刑の言渡しを猶予し、保護観察又は条件付き刑に付することができる。保護観察又は条件付き刑の期間、遵守事項・条件についても、刑の執行を猶予して行う保護観察又は条件付き刑の場合と同様である。

保護観察又は条件付き刑の期間中、対象者が遵守事項・条件に違反した場合には、裁判所は、保護観察又は条件付き刑を取り消すことができ、被告人に保護観察又は条件付き刑を付した時点で存在した事情を基礎に量刑を行う（同法1203.2, 裁判所規則第4, 435(b)(1)）。

イ 判決の宣告猶予

一定の薬物犯罪により起訴された者について、同種前科がないこと、保護観察違反歴又は仮釈放違反歴がないことなどの要件を満たすときは、裁判所の指示により保護観察部門が判決前調査を行い、当該起訴事実について有罪を認めており、かつ、（判決宣告から刑の言渡しまでの）期間制限の利益を放棄したとき、裁判所は、判決の宣告を猶予することができる（同法1000(a), 1000.1(b)）。

この場合には、判決の宣告が18月から3年までの間で猶予され、その間、対象者は薬物等の社会内処遇プログラムの受講が義務付けられる（同法1000(c), 1000.2）。

同プログラムの受講を修了すれば、訴追は却下される（同法1000.3）。

対象者がプログラム受講に違反した場合、対象者が暴力犯罪（軽罪）又は重罪で有罪判決を受けた場合などの一定の場合、裁判所は元の犯罪について有罪判決を宣告し、量刑手続を開始する（同法1000.3）。

3 イギリス（イングランド・ウェールズ）

(1) 執行猶予制度又はこれに類似する制度

ア 刑の執行猶予

(7) 概要

裁判所は、14日以上2年以下の拘禁刑を言い渡す場合に、6月以上2年以下の範囲内で指定した期間、刑の執行を猶予する命令を発することができる（2003年刑事司法法189(1), (3)）。この場合、裁判所は、期間を指定して、遵守事項（注7）の1つ又は2つ以上を賦課することができる（同法189(1A)）。

保護観察は、猶予期間内に終わらなければならない（同法189(4)）。

（注7）遵守事項には、無償労働、更生活動、認定プログラムへの参加、特定の活動の禁止、夜間外出禁止、特定地域からの排除、住居指定、外国旅行禁止、精神保健治療受診、薬物更生、アルコールの治療受診、断酒監視、（対象者が25歳未満の場合）センターへの出頭、電子監視がある（同法190(1)）。

(4) 執行猶予の変更・取消し

対象者が猶予期間内に新たな犯罪をした場合又は遵守事項に違反した場合は、まずは保護観察官が警告を与えなければならず、この警告から1年以内に再び遵守事項に違反したときに、裁判所は遵守事項の追加又は猶予期間・観察期間の延長による執行猶予の変更をすることができるほか、執行猶予の全部又は一部を取り消し、言い渡していた拘禁刑を執行することが可能である。また、2,500ポンド以下の罰金刑を言い渡す

こともできる（同法189(1)(1B), Schedule12/4, 5, 8,）。

(ウ) 再度の刑の執行猶予

猶予期間中の再犯があっても、再度の執行猶予は可能である。

(2) 宣告猶予制度又はこれに類似する制度

ア 刑の宣告延期

裁判所は、量刑に際し、有罪認定後の被告人の行状、環境の変化を考慮するため、被告人の同意、被告人による条件の引受け、犯罪の性質、被告人の性格・状況に照らし、これが正義にかなうときは、刑の言渡しを6月まで延期することができる。条件を達成した場合は予定された刑よりも軽減した刑を科すことができる（2000年刑事裁判所権限（量刑）法1）。

裁判所は条件に違反した場合にいかなる刑が科されるかを被告人に告げ、被告人が条件に違反した場合又は新たに犯罪をした場合は、予定されていた刑を科す（同法1B, 1C）。

イ 社会内命令

裁判所は、被告人に対して、3年以下の範囲内で期間を定め、社会内において守るべき遵守事項（注8）のうち1つ以上を賦課することができる（2003年刑事司法法177(1), (5), 179, Schedule8/5, 6, 9）。

（注8）社会内命令の遵守事項は、執行猶予の遵守事項（注7参照）と同様。

対象者が期間内に、新たな犯罪をした場合又は遵守事項に違反した場合は、まずは保護観察官が警告を与えなければならず、この警告から1年以内に再び遵守事項に違反したときに、裁判所は、遵守事項の追加又は処遇期間の延長による社会内命令の変更ができるほか、社会内命令を取り消して6月以下の拘禁刑を言い渡すことが可能である。また、2,500ポンド以下の罰金刑を言い渡すこともできる（同法179, Schedule8/5, 6, 9）。

ウ 条件付き放免

裁判所は、少額の窃盗等の軽微な罪を犯した者について、3年以内の期

間を定めてその間に犯罪に及ばないという条件を付して釈放し、訴追を打ち切ることができる。条件に違反した場合は、元の犯罪について量刑する（2000年刑事裁判所権限（量刑）法12(1)(b)(5), 13(6)）。

4 フランス

(1) 執行猶予制度又はこれに類似する制度

ア 刑の執行猶予

(ア) 概要

裁判所は、本件行為前5年以内に拘禁刑の言渡しを受けていない者に対して、5年以下の拘禁刑を言い渡す場合等に、その刑の全部の執行を猶予することができる（注9）。猶予期間は重罪・軽罪については5年、違警罪については2年とされている（刑法132-29ないし132-39）。

（注9）単純執行猶予を付せるのは、本件が重罪・軽罪の場合は、5年以下の拘禁刑、罰金刑、日数罰金刑、権利剥奪刑、権利制限刑及び補充刑であり、本件が違警罪の場合は法で定める権利剥奪刑、権利制限刑、補充刑及び最も重い第5級違警罪による罰金刑である。保護観察付き執行猶予に付せるのは、本件が5年以下の拘禁刑の場合のみである。

また、裁判所は、刑の執行猶予に保護観察を付することができ、この場合の猶予期間（保護観察の期間に一致する）は12月から3年（ただし、法律上の累犯者の場合には最長5年、再び法律上の累犯者になった場合には最長7年）までの間で裁判所が決める（同法132-40ないし132-42）。

保護観察に付された者は、期間中、法律上一律に定められている監督措置（注10）に従うとともに、裁判所が個別に定める特別義務（注11）を遵守しなければならない。また、援助措置（注12）を受けることができる（同法132-43ないし132-46）。

さらに、裁判所は、18か月を限度として期間を定め、刑の執行猶予に公益奉仕労働（注13）を付することができる。なお、公益奉仕労働は、保護観察の特別義務と同一視されている（同法132-56）。

（注10）監督措置には、裁判官やソーシャルワーカーの召喚に応じること、ソーシャルワーカーの訪問を受けて情報提供すること、職業変更についてソーシャルワーカーに事前に通知すること等がある。

（注11）特別義務には、職業活動の遂行、教育受講、定住、医療プログラムの受診、扶養への寄与、損害賠償、国庫への支払、運転禁止、特定場所への立入禁止、賭け事の禁止、共犯者等との交際禁止、被害者・未成年者との接触禁止、武器の所持・携帯禁止等がある。

（注12）援助措置とは、社会復帰に向けた努力を支援することを目的とした社会的・物質的な援助の形態で行われる。

（注13）公益奉仕労働とは、20時間から280時間までの間、公法上の法人等のために、無報酬の労働を遂行させるものである（同法132-54ないし132-57）。

（イ） 執行猶予の変更・取消し

対象者が猶予期間中に新たな罪を犯し、かつ、執行猶予の付かない刑の言渡しを受けた場合又は監督措置、特別義務若しくは公益奉仕労働義務に違反した場合、裁判所は、猶予の全部又は一部を取り消すことができるほか、保護観察又は公益奉仕労働付き執行猶予については、監督措置等に違反した場合、保護観察等の期間の延長を行うことができる（同法132-36, 132-37, 132-47, 132-48, 132-56, 刑事訴訟法742）。

（ウ） 再度の刑の執行猶予

拘禁刑について、再度の執行猶予を言い渡すことは可能であるが、①同一又は同種の軽罪によって2度の保護観察付き執行猶予の言渡しを受けている者であって法律上の累犯者に該当する場合、②重罪又は暴力犯罪・性犯罪について同一又は同種犯罪によって1度保護観察付き執行猶予の言渡しを受けている者であって法律上の累犯者に該当する場合はこの限りではない。拘禁刑の再度の執行猶予の場合には、必要的な保護観

察に付される（刑法132-41）。

イ 刑事強制刑

裁判所は、軽罪について拘禁刑を言い渡す場合において、被告人の人格、家庭的・社会的状況、犯罪事実等に鑑み、人的に個別化された継続的な社会教育的支援が相当であるときには、6月から5年の間、社会内において、監督措置並びに特別の義務及び禁止に服することを義務付けることができる（同法131-4-1）。

対象者が義務を遵守すれば拘禁刑は執行されない。対象者が期間中に義務又は禁止事項に違反した場合、裁判所は、義務又は禁止事項の修正・追加を行うことができる。なお、かかる措置では刑の有効性を確保するために十分でない場合及び対象者が新たに重罪又は軽罪を犯し、執行猶予を伴わない拘禁刑で有罪宣告を受けた場合には、あらかじめ定められた拘禁刑の全部又は一部を執行することができる（刑事訴訟法713-47, 713-48）。

再度の刑事強制刑について、特に制限はない。

(2) 宣告猶予制度又はこれに類似する制度

ア 刑の宣告猶予

裁判所は、軽罪又は違警罪について、被告人の社会復帰が達成されつつあり、生じた損害が補填されつつあり、かつ、犯罪を原因とする混乱がやむ見込みであるときは、有罪宣告後、刑の言渡しを猶予することができる（刑法132-58, 132-60）。

裁判所は、刑の言渡しを猶予する場合に、保護観察を付すること（保護観察付き宣告猶予）又は法令で義務付けられている一つ若しくは複数の指示の遵守を命じること（命令付き宣告猶予）ができる（同法132-63, 132-66）。保護観察に付された対象者は、その期間中、監督措置に従うとともに、裁判所が個別に定める特別義務を遵守しなければならない。また、援助措置を受けることができる（同法132-64）（注14）。

単純又は保護観察付きの宣告猶予については、裁判所は、最初の宣告猶予の決定から遅くとも1年以内に刑に関する決定を行い、その期日で、対象者に免除要件（注15）が備わっていれば刑を免除することができ、そうでなければ刑を言い渡し、又は新たな宣告猶予をすることができる（同法132-61ないし132-63, 132-65）。

（注14）監督措置、特別義務及び援助措置の内容は執行猶予の場合と同様である（注10ないし12参照）。

（注15）刑の免除の要件は、対象者の社会復帰が達成され、生じた損害が補填され、かつ、犯罪を原因とする混乱が収まったと認められることである（同法132-59）。

命令付き宣告猶予においては、指示が所定期間内に履行された場合には、裁判所は、刑を免除し、又は刑を言い渡すことができ、指示が所定期間を過ぎて履行された場合及び履行されなかった場合には、刑を言い渡す（同法132-69）。

5 ドイツ

(1) 執行猶予制度又はこれに類似する制度

ア 刑の執行猶予

(ア) 概要

裁判所は、1年以下の拘禁刑を言い渡す場合に、人格、前歴、行為の事情等を考慮の上、対象者が有罪判決を警告として受け止め、将来、刑の執行の作用がなくとも犯罪行為には及ばないであろうと期待できるときは、その刑の執行を猶予しなければならない（刑法56.1）。ただし、6月以上の拘禁刑を言い渡す場合であって、「法秩序の防衛」が実刑を要請するとき（注16）はこの限りではない（同法56.3）。

（注16）「法秩序の防衛」が実刑を要請するときとは、個々の犯罪の重大な特別事情を考慮すると、（刑の執行を猶予することが）一般的な法感覚ではまっ

たく理解しがたく、かつ、国民の法に対する不可侵性への信頼と法規則を侵害から守ることが、それ（執行猶予）によって脅かされる可能性がある場合であるとされている。

また、裁判所は1年を超え2年以下の拘禁刑を言い渡す場合に、行為及び人格の総合評価により特別な事情が存在するときは、その刑の執行を猶予することができる（同法56.2）。

いずれも猶予期間は2年から5年の間である（同法56a.1）。

裁判所は、刑の執行を猶予する場合に、犯された不法に対する賠償に役立つ遵守事項（負担）（注17）を課すことができ、また、刑の言渡しを受けた者が再犯を行わないために指示による助力が必要なときは、執行猶予の期間中、指示（注18）を課すこととされている（同法56b, 56c）。

（注17）遵守事項（負担）として、損害の回復、公益的施設への金員の支払、公益役務の提供、国庫への支払がある。

（注18）指示には、滞在・職業訓練・労働等に関する命令の遵守、裁判所等への出頭、特定の人物又は集団との接触禁止、特定の物の所持等の禁止、扶養義務の履行、（同意による）身体的侵襲を伴う治療や禁絶療法の受診、（同意による）適切な施設への居住がある。

さらに、裁判所は、再犯を防ぐために適当と認められる場合、刑の執行猶予の言渡しを受けた者を、執行猶予期間の全部又は一部の期間について保護観察に付することとされている（同法56d.1）。保護観察官は、問題を克服するための支援を行うとともに、対象者を監督し、その生活状況や遵守事項（負担）・指示に対する著しい違反の有無を裁判所に報告する（同法56d.3）。

(イ) 執行猶予の変更・取消し

執行猶予期間は、事後的に、最下限である2年間に短縮することができる（同法56a.2）。

また、猶予期間中の再犯により執行猶予の要件である期待が満たされなかったことが示された場合、遵守事項（負担）に対して著しく、若しくは執ように違反した場合又は保護観察官の指導及び監督を頑なに拒み、そのことにより新たに犯罪行為に出るおそれが生じた場合に、裁判所は、遵守事項（負担）・指示の追加、保護観察官による監督の付加のほか、執行猶予期間の延長をすることができる。執行猶予期間を延長する場合には、例外的に5年の上限を超えることもできる（同法56f. 1, 2）。

遵守事項（負担）・指示の追加や執行猶予期間の延長で不十分な場合、裁判所が刑の執行猶予を取り消すこととされている（同条）。

(ウ) 再度の刑の執行猶予

再度の執行猶予は可能である。

(2) 宣告猶予制度又はこれに類似する制度

ア 刑の留保付き警告

裁判所は、180日以下の日数罰金（注19）を言い渡される者において、刑の言渡しを行わなくても、行為者が将来犯罪行為を行わないであろうと期待することができ、行為と行為者人格の総合評価により、刑の言渡しを不要とする特別な事情が明らかである等の一定の要件を満たす場合には、有罪宣告時に警告を与えて刑を定めた上、1年から2年までの期間、その言渡しを猶予することができる。その場合、裁判所は対象者に指示（注20）を与えることができる（同法59. 1, 59a. 1, 2）。

（注19）日数罰金とは、裁判所が、被告人の行為責任に比例する「日数」及び人的・経済的状況に比例する「日額」の言渡しを行うものである。罰金総額は日数と日額の積により求められ、罰金刑の日数1日が自由刑1日分に相当し、不払の場合は自由刑として執行されることがある（同法40, 43）。

（注20）指示の内容には、被害者との和解・損害回復の努力、扶養義務の履行、公益的施設・国庫への金銭支払、通院による医療・禁絶治療の受診、社会性トレー

ニング講習の受講，交通安全講習の受講がある。

期間中に再犯や指示違反に至らなければ警告で終了する（同法59b.2）。

なお，指示違反や新たな犯罪に及んだ場合，指示の追加，保護観察官による監督の付加，猶予期間の延長を行うことができ，かかる措置でも不十分であるときには，あらかじめ定められた刑が執行される（同法59b.1）。

6 韓国

(1) 執行猶予制度又はこれに類似する制度

ア 刑の執行猶予

(ア) 概要

裁判所は，3年以下の懲役又は禁錮の刑を言い渡す場合に，対象者の年齢，性行，知能，環境，犯行の動機，手段，結果等を考慮して，その情状に参酌するに足りる事由があるときは，1年以上5年以下の期間，刑の執行を猶予することができる（刑法62.1）。

裁判所は，刑の執行を猶予する場合，保護観察を受けることを命じ，又は社会奉仕若しくは受講（注21）を命ずることができる（同法62の2.1）。

（注21）受講の内容には，遵法運転プログラム，家庭内暴力治療プログラム，性暴力治療プログラム，薬物・アルコール治療プログラム等がある。

保護観察の期間は，原則として執行猶予の期間とされているが，裁判所が猶予期間の範囲内において定めることもできる（同法62の2.2）。

保護観察を付された者は，期間中，遵守事項（注22）を守らなければならない，保護観察官は，指導・監督と，その改善及び自立のために必要な援護を行う（保護観察法32，33，34）。

(注22) 遵守事項は、法律上一律に定められている「一般的な事項」（住居地での常住・就労，善行保持，不良交友の禁止，保護観察官の指導・監督への服従，保護観察官が訪問した際の応対，保護観察官への転居・旅行の事前申告）と，裁判所が個別に期間を定めて課す「特別の事項」（特定時間帯の外出制限，特定地域・場所への出入り禁止，特定の人に対する接近禁止，損害回復努力，居住場所制限，射倂行為禁止，一定量以上の飲酒禁止，中毒性物質の使用禁止，薬物検出検査の実施等）に分けられている（保護観察法32.2，3）。

裁判所は，社会奉仕を命ずるときは500時間，受講を命ずるときは200時間の範囲内で，その期間を定めた上で，実施する分野，場所等を指定することができる（同法59.1，2）。

(イ) 執行猶予の取消し

猶予期間中，故意に犯した罪により禁錮以上の実刑を言い渡され，その判決が確定したときは，執行猶予の言渡しは効力を失う（刑法63）。

また，保護観察又は社会奉仕若しくは受講命令付きの執行猶予を受けている者が，遵守事項又は命令に違反し，その程度が重いとき，裁判所は，執行猶予の言渡しを取り消すことができる（同法64.2）。

(ウ) 再度の刑の執行猶予

禁錮以上の刑を言い渡した判決が確定した時からその執行を終了し，又は免除された後3年までの期間に犯した罪に対して刑を言い渡す場合には，再度の刑の執行猶予をすることができない（同法62.1）。

(2) 宣告猶予制度又はこれに類似する制度

ア 刑の宣告猶予

裁判所は，1年以下の懲役若しくは禁錮，資格停止又は罰金の刑を言い渡すべき場合において，対象者の年齢，性行，知能，環境，犯行の動機，手段，結果等を参酌して改悛の情状が顕著なときは，その言渡しを猶予することができる。ただし，資格停止以上の刑を受けた前科がある者に対しては，この限りでない（同法59.1）。

刑の言渡しを猶予する場合に、再犯防止のために指導及び援護が必要であるときは、1年間、保護観察を受けることを命ずることができる（同法59の2.1,2）。

保護観察の内容は、執行猶予の場合と同様であり、保護観察を受けることを命じられた対象者は、期間中、遵守事項を守らなければならない（保護観察法32, 33, 34）。

宣告猶予から2年を経過したときは免訴されたものとみなされる（刑法60）。

保護観察付き宣告猶予を受けた者が、期間中に資格停止以上の刑の判決が確定した場合又は資格停止以上の刑を受けた前科が発見された場合は、猶予した刑が言い渡される（刑法61.1）。保護観察中に遵守事項に違反してその程度が重い場合は、猶予した刑を言い渡すことができる（刑法61.2）。

主要国における起訴猶予に伴う再犯防止措置の概要

1 アメリカ（ニューヨーク州，カリフォルニア州）

見当たらない。

2 イギリス（イングランド及びウェールズ）

(1) 条件付き注意処分

警察官は，①対象者が犯罪に及んだ証拠があり，②検察官が訴追するに十分な証拠があるなどと判断しており，③対象者が犯行を自認し，④警察官が条件付き注意処分の効果を対象者に説明して，条件に違反したときは訴追されるおそれがある旨を警告し，⑤対象者が，犯罪の詳細や条件等が記載された書面に署名をするとき，条件付き注意処分をすることができる（2003年刑事司法法22(1), 23, 1998年犯罪及び不秩序法66A(1), 66B）。

条件付き注意処分の対象犯罪について，法律上制限はない（注1）。

条件の期間について，略式起訴犯罪（注2）の場合は16週間を超えることはできない。選択的審理方法の犯罪（注3）又は正式起訴犯罪（注4）の場合は，例外的に16週間以上の長期とすることが適しているとされているが，20週間を超えることはできない（成人の条件付注意処分に関する職務準則（以下「成人準則」という。）2.31）。

（注1）法律上制限はないが，正式起訴犯罪，選択的審理方法の犯罪（正式起訴犯罪又は略式起訴犯罪のいずれの事件としても審理し得る犯罪）のうち重大なもの（傷害，性的暴行，放火，薬物の不法所持等），人種，身上，性的志向等に由来する憎悪犯罪，DVは原則として対象にできないとされている（成人に関する検察庁長官指示第7版（以下「成人指示」という。）3.1, 4.1, 6.1, 6.1, 12.1, 12.2, 12.3, 13.2, 13.3, AnnexA）。また，対象者に前科・注意処分歴がある場合であっても，前の犯罪から十分に時間が経過していること，本件が軽微な犯罪であること，前の犯罪と同種ではないこと，過去に他の裁判外処分を遵守していたこと等が認められれば，条件付き注意処分が適切であるとしている（成人準則2.11, 成人指示13.1）。

（注2）略式起訴犯罪には，単純暴行，乗り物盗，客引き等がある。

(注3) 選択的審理方法の犯罪には、傷害、性的暴行、建造物侵入等がある。

(注4) 正式起訴犯罪には、謀殺、強姦、強盗等がある。

条件は、対象者の更生に資するもの、被害の弁償を確実にするもの等である必要があり、具体的には、薬物・アルコール乱用防止プログラムへの参加、被害者が受入れ可能な謝罪や補償、制裁としての金銭の支払等がある（2003年刑事司法法22(3)、成人準則2.14ないし2.20）。

期間内に条件を遵守したときは、通常、猶予された犯罪について訴追されない（成人準則3.16）。

条件を遵守しなかった場合は、条件の変更がなされる場合があるほか、条件不遵守に合理的な理由がないときなどは、通常、訴追が猶予された犯罪について刑事手続が開始されることになる（2003年刑事司法法24(1)、成人準則3.16, 3.18）。

3 フランス

(1) 刑事調停

検察官は、被害の賠償を保障し、犯罪による混乱を解消し、又は対象者を社会復帰させるためにふさわしいと認めるときは、起訴に先立ち、自ら又は司法警察員、代理人、調停者を通じて、一定の措置（注5）をとることができる。

措置が実行されなかった場合、検察官は刑事和議又は訴追を行う（刑事訴訟法41-1）。

(注5) 措置には、法に基づく義務行為の指示、研修への参加、対象者の置かれた状況の改善、犯罪に起因する損害の賠償配偶者等に対する犯罪の場合における住居外への居住等がある。

(2) 刑事和議

検察官は、罰金刑若しくは5年以下の拘禁刑で罰せられる軽罪又はこれと

関係性があり、併合審理されている違警罪についても、それを犯したことを認めている者に対し、直接又は有資格者を介して、一つ又は複数の措置からなる刑事和議を提案することができる（注6）。刑事和議は、裁判官により認証されなければならない。

刑事和議として提案された措置を対象者が履行した場合は、公訴権は消滅する。

対象者が、刑事和議を受け入れない場合又は合意後、定められた措置の一部又は全部を履行しなかった場合、検察官は訴追を行う（同法41-2）。

（注6）検察官は、和議にかかる罰金の国庫への納付、犯罪に使用した物等の放棄、最長6か月間の運転・狩猟免許証の預託、6か月を超えない期間内に最長で60時間の公益奉仕労働、18か月を超えない期間内に3か月以下の期間の研修の受講、6か月を超えない期間の特定の場所への立入禁止及び被害者や共犯者との接触禁止、配偶者等に対する犯罪の場合における住居外への居住等を提案することができる。

また、被害者が特定された場合には、既に損害を賠償したことを証明した場合を除き、6か月を超えない期間内において、犯罪によって生じた損害を賠償することを提案しなければならない。

4 ドイツ

(1) 訴訟手続の打切り

検察官は、軽罪の事件（刑の下限が自由刑1年未満又は罰金に当たる場合）について、訴訟遂行が可能な場合であっても、遵守事項（負担）又は指示が刑事訴追による公の利益を消滅させるのに適しており、かつ、責任の程度がこれを妨げないと認めるときは、公判の開始に際し裁判所及び対象者の同意を得て、対象者に対して遵守事項（負担）又は指示（注7）を定めて、訴訟手続を打ち切ることができる（刑事訴訟法153a.1）。

履行期間は、扶養義務の履行及び社会技能訓練への参加について1年以下、それ以外について6月以下とする。検察官は、1回に限り履行期間を3か月

間延長することができる（同条）。

対象者が遵守事項（負担）又は指示を履行した場合には、当該事項の義務付けの原因となった犯罪行為を理由として訴追されることはないが、履行しない場合に訴追されることがある（同条）。

（注7）遵守事項（負担）又は指示には、損害回復のための特定の役務、被害者に対する損害賠償、公益的な団体又は国庫への金員支払、公共に役立つ役務、扶養義務の履行、被害者との和解への努力、社会トレーニング講習の受講、交通講習の受講等がある。

5 韓国

(1) 起訴猶予に伴う保護観察所善導指導

検察官が善導を条件として起訴を猶予し、保護観察所に委託した場合、保護観察所は対象者に対し善導業務（注8）を行う（保護観察法15.3）。

（注8）保護観察所が行う善導は、保護観察官が、善導教育、集団治療、相談等適切な指導を実施するものであり、善導の目的達成のために必要な場合には、学費の補助、就学・就業あっせんその他経済的な支援を行うことができることとされている。

善導指導の期間は、1年又は6か月であり、3か月単位で2回まで延長できる。

同期間中、対象者は誓約事項（注9）を遵守するよう同意が求められる。

対象者が再犯をした場合、誓約事項に著しく違反した場合又は所在不明になった場合、公訴を提起されることがある。

（注9）誓約事項には、保護観察所への出頭、保護観察官への転居・旅行の事前申告、善行保持、不良交友の禁止、善導教育の受講、就労、有害物質の使用禁止、射倂行為の禁止、飲酒制限等がある。

(2) 起訴猶予に伴う措置（家庭内暴力・児童虐待）

検察官は、家庭構成員の間での身体的、精神的若しくは財産上の被害を伴う行為に関する事件について、捜査をした結果、行為者の更生のため必要であると認めるとき又は児童虐待事件について、事件の動機、結果、被害児童

又は代理人の意思等を考慮して必要であると認めるときは、条件付きで公訴を提起しないことができる（家庭内暴力犯罪処罰特例法9条の2，児童虐待犯罪処罰特例法26条）。

条件には、相談又は教育を受けること等がある。

対象者が所在不明の場合、プログラムに出席しない場合又は不誠実に相談した場合には、公訴を提起されることがある。

(3) 少年の刑事事件における起訴猶予に伴う善導保護

検察官は、少年に対する刑事事件について、少年及び少年の親権者、後見人等法定代理人の同意を得て、善導（注10）を受けさせることで、公訴を提起しないことができる（少年法49の3）。

（注10）少年に対する善導には、犯罪予防ボランティア委員による接触善導（面接等を通じた指導・相談援助）及び援護善導（衣食住の提供）がある。

善導保護の期間中は、誓約事項（注11）を遵守するよう同意が求められる。

善導保護期間、同期間経過による効果及び公訴の提起については、(1)と同様。

（注11）誓約事項には、犯罪予防ボランティア委員への訪問、委員への転居・旅行の事前申告、委員との接触・善導上の指示の遵守、就労、反省、損害回復努力等がある。

主要国における若年成人に対する刑事事件の手續・処分の特則の概要

1 アメリカ合衆国（ニューヨーク州）

(1) 定義等

犯行時16歳以上19歳未満の時に犯した罪により訴追された者及び少年犯罪者（注1）を「若年者」という（ニューヨーク州刑事訴訟法720.10.1）。

若年者は、一定の罪（A級重罪，武装重罪，重い性犯罪等）により有罪認定される場合や過去に重罪により有罪認定されて刑を言い渡された場合等でない限り，「若年犯罪者」と認定される資格を有する。このような若年者を「有資格若年者」という（同法720.10.2）。

（注1）「少年犯罪者」とは，①謀殺又は性的な動機に基づく重罪を犯した犯行時13歳以上16歳未満の少年，②誘拐，放火，故殺，強姦，強盗等の一定の重罪を犯した犯行時14歳以上16歳未満の少年をいう（ニューヨーク州刑法10.00.18）。

(2) 概要

裁判所は，有資格若年者を有罪と認定した場合，判決前調査を命じなければならず，判決前調査報告書の受領後，当該有資格若年者が若年犯罪者に該当するか否かを認定しなければならない（同法720.20.1）。このように若年犯罪者として認定することを「若年犯罪者認定」といい（同法720.10.4），若年犯罪者認定がなされると，有罪認定は無かったものとして扱われる。

裁判所は，当該有資格若年者が過去に有罪認定を受けたことがない場合，又は過去に若年犯罪者と認定されたことがない場合には，義務的に，若年犯罪者認定をしなければならない（同法720.20.1(b)）。また，このような場合でなくても，裁判所は，有資格若年者に前科の負担を負わず，4年を超える不定期刑を科さなくても正義に反しないと考えるときには，裁量により，若年犯罪者認定をすることができる（同法720.20.1(a)）。

裁判所は，若年犯罪者認定をする場合，有罪認定を無かったものとすることを宣言した上で，併せて刑（「若年犯罪者刑」同法720.10.5）を言い渡さ

なければならない（同法720.20.3）。

若年犯罪者刑は、①有罪認定に係る犯罪に重罪が含まれている場合には、その重罪の等級にかかわらずE級重罪の法定刑を基準に科すこととされ、②有罪認定に係る犯罪に重罪が含まれていない場合には、当該犯罪の法定刑を基準に刑を科すこととされる（注2）。ただし、裁判所が義務的に若年犯罪者認定をした場合には、6か月を超える刑を科すことができない（ニューヨーク州刑法60.02(1)）。

（注2）「重罪」とは1年を超える拘禁刑を科し得る犯罪であり（ニューヨーク州刑法10.00.5）、法定刑の重い順に、A級重罪ないしE級重罪に分類される（A級重罪を、さらにA-I級、A-II級に分類する場合もある。同法55.05.1）。

例えば、①A級重罪には、第二級謀殺（確定的故意に基づいて人を殺した場合等）、第一級強姦に及び、かつ、被害者に重大な身体的障害を与えた場合等、②B級重罪には、第一級故殺（極度の精神的動揺下で確定的故意に基づいて人を殺した場合等）、第一級強姦（強制的強要により他人と性交した場合等）、③C級重罪には、第二級故殺（結果の発生を意に介さずに人を死に至らしめた場合等）、第二級加重性的虐待（強制的強要により他人の膣に手指を挿入して身体的障害を負わせた場合等）、④D級重罪には、第二級自動車故殺（薬物の影響下で自動車を運転し人を死に至らしめた場合等）、第二級犯罪的性的行為（18歳以上の犯人が15歳未満の者と口腔性交した場合等）、⑤E級重罪には、過失致死、第三級強姦（21歳以上の犯人が17歳未満の者と性交した場合等）等がある。

E級重罪について拘禁刑を科す場合、4年を超えて科すことはできないとされている（同法70.00.2）。

重罪よりも軽い類型として、「軽罪」「違反行為」及び「交通違反」がある。「軽罪」とは、交通違反以外で、15日を超える拘禁刑を科し得るが1年を超える拘禁刑を科すことのできない犯罪であり（同法10.00.4）、「違反行為」とは、交通違反以外で、15日を超える拘禁刑を科すことのできない犯罪である（同法10.00.3）。「交通違反」とは車両交通法に定義された一定の犯罪である（同法10.00.2）。

若年犯罪者認定及び若年犯罪者刑の言渡しを内容とする「若年犯罪者判決」（ニューヨーク州刑事訴訟法720.10.6）は、有罪判決ではなく、若年犯罪者判決を受けた者が公職若しくは公務に就き、又は公共機関から与えられる免許を受けることの欠格事由とはならない（同法720.35.1）。

(3) 手続等

若年者に対する刑事手続は、基本的に成人に対する通常の刑事手続と同じであるが、以下の特則が設けられている。

ア 有資格若年者であることが明らかな者に対する訴追状を裁判所に提出する場合、公衆に非公開の訴追状として提出しなければならない（同法720.15.1）。ただし、重罪による訴追の場合又は訴追に係る者が過去に若年犯罪者と認定され、若しくは過去に有罪認定を受けた者である場合は、この限りでない（同法720.15.3）。

イ 若年者が訴追状に基づき裁判所に出頭した場合、罪状認否及びその後のあらゆる訴訟手続は、裁判所の裁量及び被告人の同意により、非公開で行うことができる（同法720.15.2）（注3）。ただし、重罪による訴追の場合は、この限りでない（同法720.15.3）。

ウ 裁判所が若年犯罪者認定をしない場合には、訴追状を公開し、その後の訴訟手続を公開の法廷において行う（同法720.20.4）。

（注3）合衆国憲法修正6条には、「すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪が行われた州の陪審であって、あらかじめ法律で定めた地区の公正な陪審による迅速かつ公開の裁判を受ける権利を有する。」と規定されている。被告人は、公開の裁判を受ける権利を放棄し得る。

2 アメリカ合衆国（カリフォルニア州）

見当たらない。

3 イギリス（イングランド及びウェールズ）

見当たらない。

4 フランス

見当たらない。

5 ドイツ

(1) 定義等

犯行時18歳以上21歳未満の者を「青年」(注4)とする(少年裁判所法1条2項)。

(注4) 「青年」とはドイツ語でHaranwachsendeと呼ばれるカテゴリーであり、直訳は「成人に近づく者」であることから「準成人」とする訳語もある。

(2) 概要

青年は、一般刑罰法規によると刑罰の対象となる非行を犯したとき、少年裁判所において審理されることとなる(同法107条、33条)。そして、裁判所は、事実認定の後、①環境的諸条件をも考慮して当該青年の人格を全体的に評価したとき、当該青年の精神的成熟度が行為の時点で少年のそれと同等であったと判明した場合、又は②当該行為の種類、事情又は動機に照らし、当該行為の性質が少年非行のそれと同等であったと判明した場合には、当該事件について少年刑法の規定を適用し、いずれにも該当しない場合には、刑法を始めとする一般刑罰法規を適用することとなる(同法105条1項)。

少年刑法の規定が適用される場合、青年は、少年の場合と同様に、教育処分、懲戒処分、少年刑の適用を受けることとなる。ただし、少年刑の適用を受ける場合には、その上限は、少年について原則5年、例外的に10年とされているのと異なり、青年については原則10年、例外的に15年(行為が殺人の場合に限られる。)とされる(同法105条3項)。

なお、少年刑法の根本思想は教育にあり(少年裁判所法2条1項)、処分の決定は、どのような処遇を行えば更生できるかを考えて行われるものの、たとえ教育作用から望ましいとしても、行為責任の上限を超える処分は許されないと解されている。

他方、一般刑罰法規が適用される場合、青年は、基本的に他の成人と同様に扱われ、一般刑事事件を管轄する裁判所（連邦裁判所、上級地方裁判所）において裁判を受けることとなる（同法112条・102条）。ただし、青年については、成人の場合と異なり、

- ・ 裁判所は、終身の自由刑を言い渡すべきとき、それに代えて10年以上15年以下の自由刑を言い渡すことができる（同法106条1項）
- ・ 裁判所は、刑とともに保安監置を命じてはならない（同法106条3項）（注5）
- ・ 裁判所は、公職に就く資格及び公的選挙で選ばれて権利を獲得する資格が失われることがないように命じることができる（同法106条2項）

こととされており、一般刑法の緩和措置規定が設けられている。

（注5）保安監置とは、重罪等を犯して刑事施設に収容される者のうち、再犯リスクが高いと判定された者に対して、再犯防止や潜在的被害者を守るという保安の観点から、刑期終了後も国が引き続き監置する制度である（刑法66条以下）。

(3) 手続等

青年に対する刑事手続には、少年裁判所法に定める少年に対する刑事手続の規定の多くが適用される（少年裁判所法109条1項）。

そのため、裁判所は、青年に対する審理においても、少年に対する審理と同様、その生活状況、家族状況、成長度、従来態度その他あらゆる事情を調査するものとされており（同法109条・43条）、その調査結果は、上記(2)①②の判断に活用される。また、裁判所は、これら(2)①②の判断に際して、当該青年の成長程度についての鑑定を行うこともできる（鑑定留置も可能。同法109条1項・73条）。

ただし、青年に対する審理には、少年に対する審理の非公開原則（同法48条）が適用されず、審理の公開を原則としつつ、青年の利益に鑑みてその必要があるときに審理を非公開とすることができるものとされている（同法109条、48条3項）（注6）。

(注6) ドイツでは、その基本法に裁判の公開に関する規定がなく、裁判の公開原則は憲法上の法規範ではないと考えられている。裁判の公開原則は、裁判所構成法169条に定められているものの、訴訟関係人らの私的生活領域を保護するための公開停止など、裁判の公開停止が広範に認められている(同法171条 a 以下)。また、個々の市民の裁判傍聴は権利としては認められないものと解されている。

5 韓国

見当たらない。

		日本 	アメリカ (ニューヨーク州) 	アメリカ (カリフォルニア州) 	イギリス (イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 	韓国 
私法上の成年年齢		20歳	18歳	18歳	18歳	18歳	18歳	19歳
刑事責任年齢		14歳	7歳	法定されていない。 ※ただし、行為時14歳未満の者については、検察官が、行為時、善悪の区別を有していたことを立証しなければならない。	10歳	法定されていない。 ※是非弁別能力の有無は個別に判断される。	14歳	14歳
刑事手続において少年として扱われなくなる年齢		20歳	16歳 ※ 家庭裁判所法は、7～15歳を少年と規定し、家庭裁判所における審理の対象としている。	18歳 ※ Welfare and Institutions Code は、18歳以上の者を成人 (Adult) と規定し、それに対する、少年 (Child, Minor) について、少年裁判所の管轄にあるとしている。	18歳 ※ Children and Young Persons Act1933は、10～13歳を児童 (Child)、14～17歳を少年 (Young person) と規定し、青少年裁判所での審理の対象としている。	18歳 ※ 犯罪少年に関する1945年2月2日のオールドナンスは、18歳未満の者を少年として、成人に対する刑事手続と異なる手続の対象としている。	18歳 ※ 少年裁判所法は、18歳未満の者を少年として、少年裁判所における審理の対象としている。ただし、18歳以上21歳未満の者についても、一定の要件の下、少年裁判所法が適用される場合がある。	19歳 ※ 少年法は、19歳未満の者を少年と規定し、検事が保護処分該当する理由があると判断する場合に、家庭法院少年部での審理の対象としている。
少年事件の手続・処分		○ 処分時14歳～19歳の者は、家庭裁判所における手続の対象となり、少年院送致、保護観察に付される。審判不開始、不処分となることもある。 ○ 一定の重大な罪を犯した行為時16～19歳の者は、原則として、通常裁判所における刑事手続の対象となる。	○ 行為時7～15歳の者は、家庭裁判所における手続の対象となり、施設収容、保護観察、条件付き放免等の保護処分に付される。 ○ 一定の重大な罪を犯した行為時13～15歳の者は、原則として、刑事裁判所における刑事手続の対象となる。	○ 行為時18歳未満の者は、少年裁判所における手続の対象となり、保護処分に付される。 ○ 一定の重大な事件を犯した行為時14歳以上の者は、刑事裁判所における刑事手続の対象となる。	○ 裁判時10～17歳の者は、原則として、青少年裁判所で裁判を受ける。処分には、金銭処分、社会内処分、保護者に対する処分、施設収容処分などがある。 ○ 一定の重大な犯罪については、通常の裁判所で、成人と同様に審理される。	○ 行為時18歳未満の者は、犯罪類型とその年齢に応じて、少年重罪院、少年裁判所、少年係判事、違警罪裁判所において審理を受ける。 ○ 処分について、原則として、教育的処分、例外的に、教育的制裁、刑罰を科すことができる。ただし、13歳未満の少年に対して刑罰を科すことはできない。	○ 行為時14～17歳の者は、少年裁判所における手続の対象となり、教育処分、懲戒処分又は少年刑に付される。 ○ 少年刑は、原則として、6月以上5年以下の期間で定める。法定刑が10年を超える罪を犯したときは、10年以下の期間で定める。	○ 行為時14～18歳の者は、検事が保護処分に該当する事由があると判断した場合には、家庭法院少年部等において保護事件として処理され、監護委託、受講命令、社会奉仕命令、保護観察、病院等への委託、少年院送致の保護処分に付される。 ○ 検事が保護処分に該当する事由がないと判断した場合には、刑事事件として処理される。
施設内処遇	自由刑の種類	○ 懲役、禁錮、拘留	○ 拘禁刑	○ 拘禁刑	○ 拘禁刑	○ 拘禁刑	○ 拘禁刑	○ 懲役、禁錮、拘留(30日未満)
	受刑者の義務	○ 懲役の受刑者は、所定の作業を行う。禁錮・拘留受刑者は申請により、作業が許可され得る。 ○ 受刑者には、改善指導及び教科指導を行う。	○ 行刑法により、施設長等は受刑者を作業に従事させることができる。 ○ 行刑法において、全ての受刑者は、社会化と更生に最も資すると考えられる教育プログラムを受けることとされている。	○ 刑法において、受刑者に作業の義務がある。 ○ 行刑規則においても、受刑者に、刑務作業、教育、治療プログラム等の課業が割り当てられることとされている。	○ 行刑規則において、受刑者に作業の義務がある。 ○ 刑務所は教育を提供しなくてはならないが、受刑者の受講を義務付ける規定はない。	○ 行刑法において、受刑者は、刑務所長等により提案された活動の少なくとも一つに参加する義務を負う。その活動として、作業、職業訓練、教育、文化、スポーツ、身体的な活動等がある。	○ 行刑法において、受刑者に作業の義務がある(連邦法)。 ○ 適性のある受刑者は、職業訓練を受けることもできるが、受刑者の同意が必要である。	○ 刑法において、懲役刑の受刑者は定役に服することとなる。 ○ 禁錮及び拘留受刑者は、申請により作業を行うことができる。 ○ 教育及び教化プログラムを受刑者に義務付ける規定はない。

	日本 	アメリカ (ニューヨーク州) 	アメリカ (カリフォルニア州) 	イギリス (イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 	韓国 
刑の執行猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑の執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その全部について執行猶予の言渡しが無いとき等には、執行猶予は自動的に取消される。また、猶予期間内に犯した罪が罰金の場合等には、裁量的に取り消され得る。 ○ 保護観察付き執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・執行猶予期間中、保護観察官による指導監督・補導援助を受けることとなる。指導監督の一環として遵守事項が設定され、遵守事項に違反した場合において、その情状が重いときは、執行猶予が裁量的に取り消され得る。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護観察 ○ 条件付き刑 <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも、一定期間、刑の執行を猶予するとともに、条件を付して、被告人を釈放する制度である(両者は、刑の執行猶予期間中に保護観察官の監督に付するか否かの点で異なる。) ・いずれの場合も、定められた期間内に、対象者による条件違反、新たな犯罪等が認められた場合に、裁判所は、保護観察・条件付き刑の修正・取消しをすることができる。取消しの場合、猶予されていた刑が執行されることとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑の執行猶予(法定の遵守事項のうち1つ以上を賦課し得る) <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間内に対象者が設定された遵守事項に違反し、又は、新たな犯罪に及んだ場合、裁判所は、執行猶予を取り消さずに執行猶予命令を修正する(遵守事項の強化、期間の延長)ほか、罰金刑を言い渡すことができる。また、裁判所は、執行猶予の取消しを全部又は一部について命じることができる。 ・猶予期間内に、対象者が遵守事項にも違反せず、新たな犯罪にも及ばなければ、拘禁刑は執行されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑の執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中に新たな犯罪が行われ、かつ執行猶予の付かない判決が言い渡された場合、裁判所は、猶予の全部又は一部を裁量的に取り消す。 ○ 保護観察付き執行猶予 ○ 公益奉仕労働付き執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑の執行猶予について保護観察に付するものであり、監督措置(善行保持のために強制的に課される一般的定め)、裁判所が定める特別義務(個別的定め)に応じなければならぬが、援助措置を受けることができる。 ・これらに反した場合には、裁判官は、期間の延長、執行猶予の全部又は一部の取消しをすることができる(公益奉仕労働付き執行猶予も同様)。 ○ (類似の制度として) 刑事強制刑 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の軽罪について、裁判官の監督の下、一定期間、特別の義務及び禁止事項等を課すものである。 ・これらに違反した場合には、義務及び禁止事項の修正・追加が可能であり、これでも不十分である場合や、期間中に重罪又は軽罪を犯して執行猶予を伴わない自由刑の宣告を受けた場合には、予め定められた拘禁刑の全部又は一部が執行され得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑の執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・執行猶予期間中に、執行猶予の要件である「すでに有罪判決を警告として受け止め、将来、行刑の作用がなくとも、犯罪行為にはもはや及ばないであろうと期待できる」との要件を満たさないことが明らかになった場合、取消事由に該当する。 ○ 遵守事項(負担)付き執行猶予 ○ 指示付き執行猶予 ○ 保護観察付き執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・遵守事項(負担)とは、猶予される刑の代替として金銭支払いなどを課すものである。 ・指示とは再犯防止のための助力として生活行動に介入するものである。 ・保護観察とは保護観察官による指導監督である。 ・執行猶予に遵守事項(負担)・指示等が付された場合、これらに著しく違反し、新たな犯罪行為を行う危険があるとき等に、取消事由に該当する。 ・取消事由に該当した場合には、遵守事項(負担)・指示の追加、保護観察の付加等により権利制約の少ない措置を言い渡し、それでも改善できない場合に執行猶予を取り消す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑の執行猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・執行猶予期間中に故意に犯した罪で禁錮以上の実刑を宣告され、判決が確定したときに、執行猶予の宣告は効力を失う。 ○ 保護観察付き執行猶予等 <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察の遵守事項や社会奉仕・受講命令に違反し、その程度が重い場合には、執行猶予の取消事由となる。 ○ 社会奉仕命令、受講命令付き執行猶予
再度の執行猶予の可否	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単純執行猶予は不可 ○ 一定の場合、保護観察付き執行猶予は可能 	—	○ 可能	○ 可能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単純執行猶予は不可 <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、前科が罰金であれば可 ○ 保護観察付き執行猶予は可能 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の累犯者である場合を除く。 	○ 可能	○ 不可
保護観察等の場合に課され得る義務の内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護観察の遵守事項 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪性のある者との交際等の特定行動の禁止 ・労働従事、通学等の特定の行動の実行・継続 ・特定のプログラムの受講 ・「自立更生促進センター」への宿泊 ・社会奉仕活動への参加等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行状・更生に関する条件 <ul style="list-style-type: none"> ・危険・不良な習慣の放棄、不法・不評な場所への立入等の禁止、勤勉な労働、必要な教育・職業訓練の習得、医学的・精神医学的治療の受診・入院、アルコール・薬物の禁絶プログラム等への参加、家族の扶養等、損害賠償等、公共機関等での奉仕活動等 ○ 遵守事項の履行に関して報奨金の提供等 ○ 監督に関する条件(保護観察のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察官への報告等 ○ 電子監視(保護観察のみ)等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護観察、条件付き刑の条件 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は条件設定について広範な裁量を有しており、罪性が、①被告人が犯した罪の性質と無関係であり、②それ自体は犯罪とならないような事柄に関するものであり、かつ、③将来の犯罪行為と合理的に関係があるとはいえない行動を禁止又は要求するものではない限り、無効とはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執行猶予に伴う遵守事項、社会内命令 <ul style="list-style-type: none"> ・無償労働、更生活動命令、認定プログラム受講、禁止行為命令、門限命令、特定地域からの排除命令、住居指定命令、精神治療命令、薬物更生命令、アルコール治療命令、(対象者が25歳未満の場合のみ)センター出頭命令 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監督措置 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官の召喚に応じる義務、ソーシャルワーカーの訪問を受けて情報提供する義務等 ○ 特別義務 <ul style="list-style-type: none"> ・職業活動の遂行・教育の受講、定住、医療プログラム受講、扶養への寄与、損害賠償、国庫への支払、運転禁止、特定場所への立入禁止、賭け事の禁止、共犯者等との交際禁止、被害者・未成年者との接触禁止、武器の所持・携帯禁止等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遵守事項(負担) <ul style="list-style-type: none"> ・損害の回復への尽力、公益施設への金銭支払い、公益役務の提供、国庫への金銭支払い ○ 指示 <ul style="list-style-type: none"> ・滞在・職業訓練・労働等に関する命令の遵守、裁判所等への出頭、犯罪を誘引するような特定の人物等との接触禁止、犯罪を誘引するような物件の所持等の禁止、扶養義務の履行、(同意により)身体的侵襲を伴う治療・禁絶治療の受診、(同意により)適切な施設等への居住 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護観察の遵守事項 <ul style="list-style-type: none"> ・特定時間帯の外出制限、特定地域・場所への立入禁止、特定人に対する接近禁止、損害回復の努力、居住場所制限、射撃行為の禁止、一定量以上の飲酒禁止、麻薬等中毒性のある物質使用禁止、麻薬・喫煙・飲酒検査に従うこと ○ 社会奉仕命令、受講命令 <ul style="list-style-type: none"> ・500時間以内の社会奉仕 ・200時間以内の受講

社会内処遇

		日本 	アメリカ  (ニューヨーク州)	アメリカ  (カリフォルニア州)	イギリス  (イングランド及びウェールズ)	フランス 	ドイツ 	韓国 
社会内処遇	宣告猶予制度又はこれに類似する制度	一	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護観察, 条件付き放免 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、一定の重罪を除き、被告人に遵守事項を賦課して、保護観察, 条件付き放免を言い渡すことができる(両者は、適用犯罪, 保護観察が適当か否か等の要件が異なる。) ・裁判所は、期間中条件の変更・追加が可能である。期間中に対象者が新たに犯罪に及んだ、又は遵守事項に違反した場合には、保護観察の言渡しを取り消し、拘禁刑等を言い渡す。 ○ 訴追却下を考慮するための延期 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、一定の場合、有罪答弁・審理開始前に期限を定めずに訴訟を延期し、その間、被告人に条件を付すこととなる。 ・6か月以内に検察から申し立てがあった場合には、訴訟を再開することができるが、訴訟の再開がなく6か月が経過すれば、訴追は却下される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判決の宣告猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の薬物犯罪に及んだ被告人について、同種前科がない等の一定の場合には、有罪答弁後期間を定めて、判決の宣告を猶予することができる。 ・この場合、対象者は、薬物プログラムを受け、これを完了すれば、訴追は却下される。他方、対象者がプログラムに十分に組み込まない場合等の一定の場合、裁判所は、対象者に元の犯罪について有罪判決を言い渡し、量刑手続期日を指定する。 ○ 保護観察, 条件付き刑 <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間、刑の宣告を猶予するとともに、条件を付して被告人を釈放する制度である(両者は、保護観察官の監督に付するか否かの点で異なる。) ・手続については、「刑の執行猶予(概要)」欄に記載したとおりであるが、保護観察・条件付き刑が刑の宣告を猶予して付される場合には、保護観察, 条件付き刑の取消しの際、裁判所は、被告人に保護観察等を付した時点で存在した事情を基礎に、量刑を行うこととなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会内命令 <ul style="list-style-type: none"> ・法定の遵守事項のうち、1つ以上を賦課するもの。遵守事項違反が認められた場合、原則として、1度目は警告、2度目以降は、処遇期間の延長等の審理が行われ、悪質な場合には、元の犯罪の量刑のやり直しや、拘禁刑・罰金の言渡しも可能である。 ○ 条件付き放免 <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な罪を犯した者について、裁判所が訴追を打ち切るもの。一定の期間を定めてその間に犯罪に及ばないと条件を付し、条件に反した場合は、元の犯罪について量刑するものである。 ○ 刑の宣告延期制度 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、量刑に際し、有罪認定後の被告人の行状、環境の変化を考慮するため、条件を付して、刑の宣告を6か月まで延期できる。 ・この場合、裁判所は、条件に違反した場合にいかなる刑が科されるかを被告人に告げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑の宣告猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、軽罪又は違警罪について、有罪判決を受けた者の社会復帰が達成されつつある等の要件を満たした場合、有罪宣告後刑の宣告を猶予できる。 ・裁判所は、最初の宣告猶予から1年以内に、刑の宣告、刑の免除又は新たな宣告猶予を言い渡す。 ○ 保護観察付き宣告猶予, 命令付き宣告猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察付き宣告猶予の場合には、条件違反を理由に、期間の経過を待たずに事件を裁判所に付託することができる。 ・命令付き宣告猶予の場合は、刑の宣告を猶予する際に一つ又は複数の指示の遵守を命じることができるものであり、指示が所定期間内に履行された場合には、刑を免除することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑の留保付きの警告 <ul style="list-style-type: none"> ・罰金刑について、有罪宣告時に警告を与え、刑を定めて言渡しを猶予することができる。 ・裁判所は、被害者との和解等の努力、公益施設等への金銭支払、通院による医療・禁絶治療の受診、社会性トレーニング講習の受講等の指示が可能である。 ・期間内に再犯等に至らなければ、警告で終了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑の宣告猶予 ○ 保護観察付き宣告猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・1年以下の懲役・禁錮又は罰金の刑を宣告すべき場合、改後の情が顕著なときには、刑の宣告を猶予することができる。必要に応じて、1年間の保護観察を命じることができる。 ・刑の宣告猶予を受けた日から2年を経過したときは免訴されたものとみなされる。その期間中に、資格停止以上の刑に処せられた場合には猶予されていた刑が宣告され、保護観察の遵守事項に違反し、その程度が重いときには、猶予されていた刑が宣告され得る。
	起訴猶予に伴う再犯防止措置	一	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制定法上のものは存在しないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制定法上のものは存在しないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条件付注意処分 <ul style="list-style-type: none"> ・被疑者が犯罪を犯した証拠がある、被疑者が自白している等の要件を満たした場合、警察官は、条件付注意処分を言い渡すことができる。 ・条件は、被疑者の更生に資するもの、弁償をさせるもの等である必要がある。 ・被疑者が条件に反した場合、当初の犯罪で訴追が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事調停 <ul style="list-style-type: none"> ・検察官は、一定の場合、被疑者に対して、法に基づく義務行為の指示、研修への参加、犯罪に起因する損害の賠償等の措置を求めることができる。 ・措置が実行されなかった場合、検察官は刑事和議又は訴追を行う。 ○ 刑事和議 <ul style="list-style-type: none"> ・検察官は、被疑者が一定の軽罪・違警罪について自認する場合、一つ又は複数の措置からなる刑事和議を提案でき、被疑者がこれを実行すると公訴権が消滅する。 ・措置には、和議にかかる罰金の国庫への納付、自動車運転免許証等の預託、公益奉仕労働、研修の受講等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訴追手続の打切り <ul style="list-style-type: none"> ・検察官は、軽罪について訴訟遂行が可能な場合であっても、一定の場合に、遵守事項(負担)・指示を条件付けることにより、当該手続を打ち切ることができる。 ・この場合、検察官は、一定の期間を定め、その間に、被疑者が遵守事項(負担)・指示を遵守した場合にはその件では訴追されない。 ・遵守事項(負担)・指示としては、損害の回復のための特定の役務、公共に役立つ役務、職業訓練コースへの参加等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待事案について <ul style="list-style-type: none"> ・検事は、児童虐待行為者に対し、相談、治療又は教育を受けることを条件として起訴猶予とすることができる。 ○ 家庭内暴力犯罪について <ul style="list-style-type: none"> ・検事は、相談を受けることを条件として起訴猶予とすることができる。 ○ 少年の刑事事件について <ul style="list-style-type: none"> ・検事は、犯罪予防ボランティア委員による善導や、少年の善導・教育と関連する団体・施設における相談等を条件として、起訴猶予とすることができる。